

## 証券投資に対する優遇税制

	NISA	つみたて NISA	ジュニア NISA	iDeCo (個人型DC)
主な内容	5年間の少額投資非課税制度。 通常の株式投資だが普通に投資した場合と税制が異なる。	NISAの20年間バージョン。 NISAよりも少額かつ長期投資。 NISAとの併用不可。	NISAの子供向けバージョン。 20歳未満の者が対象のため実質は相続税対策としての生前贈与商品。	個人型確定拠出年金の略称。 企業年金制度がない中小企業の従業員や自営業者が加入する。 毎月一定額の掛け金を積み立て原則60歳から受給。「確定給付型」と異なり運用実績に応じて将来の年金受給額が変動する。
年間投資上限	120万円	40万円	80万円	14.4万円～81.6万円 会社員等が自営業者等かで異なる
メリット	5年間配当や譲渡益が非課税。	20年間分配金や譲渡益が非課税。	5年間配当や譲渡益が非課税。 生前贈与の否認リスクなし。	掛け金が全額所得控除。 受給が年金なら公的年金控除、一時金なら退職所得控除。
デメリット	運用次第なので元本割れも。 <u>損失が生じた場合、他の株式等との損益通算が不可</u> となる。	運用次第なので元本割れも。 <u>損失が生じた場合、他の株式等との損益通算が不可</u> となる。	原則18歳まで解約引き出し不可。 運用次第なので元本割れも。	手数料がかかる。 <u>原則60歳まで解約引き出し不可。</u> 運用次第なので元本割れも。

## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2019/04 月号

## NISA(つみたて,ジュニア)と iDeCo の差異

## 優遇税制は乱立

今月は最近ご相談の多い証券投資税制について解説したいと思います。

現在、個人の証券投資についての特別な税制は上図にあるとおり、大きく分けて NISA 系と個人型確定拠出年金（個人型 DC=iDeCo）の 2 種類があります。NISA 系 3 つは全て株式や投資信託等に対する投資を行った際に、その配当金や分配金、売却した場合の譲渡益に対する課税を非課税とするものです。

一方 iDeCo は国民年金基金連合会が実施しているあくまで企業年金（公的年金と個人年金の中間的な制度）の一つとしての位置づけのものですから、原則 60 歳まで解約引き出し不可です。従来国民年金第 1 号被保険者（自営業者等）に限られていましたが、2017 年以後ほぼ全ての人が加入できるようになったことから注目度が上がっています。掛け金が全額所得控除、受給時も公的年金控除か退職所得控除となりますので、かなりの優遇措置です。

## 結局は証券投資

しかしながら、従来の確定給付型と異なり給付額は運用次第ですから当然元本割れのリスクはあります。NISA 系も株式投資ですから同様です。さらに iDeCo は諸々手数料がかかるし、NISA 系は損失が生じた場合本来適用できるはずの損益通算が出来ないというデメリットもあります。ジュニア NISA は生前贈与の否認リスクがないでしょうから孫が赤ちゃんのころから生前贈与を始めたい方には適用メリットはあるでしょうがその生前贈与に元本割れのリスクはあります。つまりどちらも結局は証券投資です。

好みによりますが、少なくとも公的年金では老後が不安だという中小企業の経営者や自営業者はまず小規模企業共済（201706 号参照）に入り、さらに余裕資金があるのなら iDeCo を検討すればよいでしょう。株式投資にしても上記のとおり必ず NISA が良いとも限りません。

## 今月のコメント

先日 5 歳の息子がついに自転車に乗れるようになりました（5 メートルほど）。半年ほど前からたまに時間を見つけて練習していたのですが、如何せんたまにしか練習をしないので大分時間が掛かったもののついにこの日を迎えるました。自分が自転車に乗れるようになった瞬間（近所の公園で父と兄と練習をしていたときでした）は明瞭に覚えておりましたので、息子の人生の大重要な瞬間に立ち会えたことは誇らしい限りです。肩を抑えながら漕いでいたとき急に言われた「パパ、手放していいよ」という言葉は忘れられません。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



## 東栄税理士法人